

令和 6 年度 豊川市内部統制評価報告書

豊川市長竹本幸夫は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 150 条第 4 項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

豊川市長竹本幸夫は、豊川市の内部統制の整備及び運用に責任を有しており、本市においては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 31 年 3 月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）に基づき、「豊川市内部統制基本方針」（令和 4 年 4 月 1 日公表）を策定し、当該方針に基づき財務に関する事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行っています。

なお、内部統制は、各基本的要素が有機的に結び付き、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、内部統制の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、又は当該リスクの顕在化を適時に発見することができない可能性があります。

2 評価手続

本市においては、令和 6 年度を評価対象期間とし、令和 7 年 3 月 31 日を評価基準日として、豊川市内部統制基本方針に基づき、内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記評価手続に基づき評価を実施した限り、豊川市の財務に関する事務に係る内部統制は、評価対象期間において有効に運用されていると判断しました。

4 不備の是正に関する事項

内部統制における重大な不備に該当する事案はないと判断しましたが、発生した運用上の不備については、適切な改善策を講じました。

令和 7 年 6 月 20 日 豊川市長 竹 本 幸 夫